



平成 30 年 12 月 6 日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町特別職報酬等審議会
会長 日下部 忠 明

答 申 書

平成 30 年 8 月 16 日付諮問第 1 号により意見を求められた庄内町特別職の報酬額について、審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

回	期日	主な内容
第 1 回	平成 30 年 8 月 16 日(木)	諮問書の受理 諮問についての審議
第 2 回	平成 30 年 10 月 4 日(木)	諮問についての審議
第 3 回	平成 30 年 10 月 22 日(月)	諮問についての審議 (議会からの聴き取り)
第 4 回	平成 30 年 11 月 15 日(木)	諮問についての審議
第 5 回	平成 30 年 11 月 30 日(金)	答申内容のとりまとめ

2 審議した事項 庄内町特別職の報酬額について

3 委員及びアドバイザー

委員 (10 名) : 川井利光、渡会 正、阿部 勉、秋葉正一、富樫 仁、日下部忠明、
高野 学、足達正善、田澤 縁、伊藤和美

アドバイザー : 小野英一 (東北公益文科大学准教授)

4 事務局 総務課総務係

5 審議の結果

「庄内町特別職の報酬額について」を審議した結果は、別記のとおりです。

記

慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめたものである。

なお、諮問の対象となっていないが、その他特別職の報酬額について、参考として意見を述べさせていただいている。

1 庄内町議会議員の報酬について

報酬については、次のとおりの額に改定すべきである。ただし、増額するに当たっては、議員定数を2名から5名程度減員することを条件とした上で、2022年の改選後から改定すべきものとする。

- (1) 議 長 月額 32 万円(2 万 8 千円増額)
- (2) 副 議 長 月額 26 万円(2 万 1 千円増額)
- (3) 議会議員 月額 24 万円(2 万 5 千円増額)

【理 由】

日本一住みやすいまち庄内町に向かい、まちづくりに対する意欲ある後継者を育成するための一助及び庄内町議会の活動に相応しい報酬額の設定としたいと考える。ただし、町の行財政改革に資すること、無投票となった平成30年庄内町議会議員選挙結果及び議員定数16名に対し1名減の15名体制による議会運営に支障が見られないことなどを鑑み、一定数の議員定数削減を行う必要があるものとする。

【審議会が出された主な意見】

- ・次の選挙には、たくさんの意欲のある人や優秀な人から立候補してもらいたい。そのための環境を整備する必要がある。
- ・議員の企画立案などを有志の町民がサポートする、「町民サポーター制度(仮称)」を導入してはどうか。議員住民双方のレベルアップにつながる制度である。
- ・議会自らにおいて「議会のあり方研究会(仮称)」を設置するなどにより、将来のあるべき議会の姿を検討し、方向性(集中専門型、多数参画型等)を模索すべきである。
- ・議員一人ひとりが、積極的に報告会などを開催するなどし、議員の顔の見える活動をすべきである。
- ・町民と触れ合う機会を多くつくり、議会活動、議員活動に対する理解を深める努力をしてもらいたい。
- ・ナイター議会や休日議会について検討をしてもらいたい。
- ・平成23年に議員年金制度が廃止されたことに対応し、報酬額を増額するなど一定の配慮をすべきではないか。
- ・町政や議会に無関心である町民が増え、一部の人しか町政に拘わらないということのないようにするため、議員を選ぶ側の町民の意識も高める必要があるのではないかと。

2 町長、副町長及び教育長の給料について

給料の額については、次のとおりの額に改定すべきである。ただし、2021 年予定の次期町長選挙後から改定するものとする。

- (1) 町 長 月額 78 万円(7 万 6 千円増額)
- (2) 副 町 長 月額 60 万円(2 万 1 千円増額)
- (3) 教 育 長 月額 57 万円(1 万 3 千円増額)

【理 由】

山形県内の町村においては低位に位置していることから、職責に鑑みて、議会議員の報酬額の改定に併せ、増額すべきであると考え。ただし、副町長及び教育長の給料額については、近隣自治体との均衡を失しないよう対応すべきと考える。

【審議会が出された主な意見】

- ・ 県内平均額程度に設定することで、より一層、まちづくりに対する責任を持った行政運営を期待したい。
- ・ 他自治体との比較では、町長及び副町長の二役の給料額が大きく下回っていることから、二役に限って、改定すべきである。
- ・ 県内平均でみた場合は低い額に見えるが、合併前の庄内地域の旧 11 町村を合わせてみると、県内比較でみた場合、概ね県内平均額より低い額で設定されていたという庄内地域の特徴があったことから、現行の県内平均額を比較対象とはしなくともよいのではないかと。

3 その他特別職の報酬額について

町三役の給料、議会議員の報酬及び近隣自治体等との比較検討を行い、均衡を失しないよう努めるべきである。